

## 三田市同窓会開催支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、三田市（以下「市」という。）の関係人口の増加を図ることを目的に、市内に所在する中学校又は高等学校等の卒業生が同窓会を開催する場合に交付する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、三田市補助金等交付規則（平成9年三田市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校等 市内に所在する中学校又は高等学校等をいう。
- (2) 同窓会 同一の学校等の卒業生による学年の単位で開催される親睦会をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす同窓会を開催する事業とする。

- (1) 学校等を卒業した者のうち、同窓会を開催する日の属する年度の4月1日から翌年の3月31日までの間に、次の各号に掲げる年齢に達する者が行う同窓会であること。

ア 中学校単位の同窓会を開催する場合 満25歳又は満35歳

イ 高等学校等単位の同窓会を開催する場合 満30歳又は満40歳

- (2) 参加者又は参加申込者が10人以上（当該同窓会の開催単位に属する者の人数が100人以上の場合は20人以上）であること。ただし、学校等を卒業した者以外の参加者（恩師等の来賓）等は除く。
- (3) 市内の会場で開催されるものであること。
- (4) 同窓会の出席者に対して、市が提供するパンフレット等の配布や市が実施するアンケート調査に協力すること。
- (5) 営利を主たる目的としないものであること。

### (補助対象団体)

第4条 補助金の交付対象となる団体は、前条第1号に規定する者が構成した同窓会を企画及び主催する団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助金の交付対象としない。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体

(3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

(4) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる事業を行う団体

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある者を含む団体

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める団体

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、別表に定めるとおりとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費から当該経費に充てるために徴収した参加費その他の収入額（飲食代、賞品等同窓会の参加者が消費し、負担すべきと認められる経費として徴収した額を除く。）を控除した額の2分の1以内であって、かつ、1事業につき50,000円を上限とし、予算の範囲内において交付する。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

3 同一の団体が企画及び主催する同窓会への補助金の交付は、同一年度内1回限りとする。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、補助金等交付申請書（以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 概要説明書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 誓約書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付条件)

第8条 補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業は、補助金の交付決定を受けた後に実施すること。
- (2) 補助対象事業は、補助金の交付決定を受けた年度の3月31日までに完了すること。

(補助金の実績報告)

第9条 申請団体は、補助対象事業を完了した場合は、速やかに補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費にかかる領収書等の写し
- (4) 市の広報などで使用可能な記録写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第10条 市長は、必要があると認める場合は、補助対象事業の完了前においても、申請団体等に事業の実施状況及び実施の成果の報告を求めることができる。

2 申請団体は、前項の報告を求められた場合は、速やかに市長に報告するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

種別	内容
謝礼	司会等への謝礼
旅費	司会等への交通費及び宿泊費
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品
印刷製本費	チラシ、ポスター、コピーその他の資料印刷代
燃料費	ガソリン代等(車両等を賃借した場合に限る。)
役務費	郵便、通信費、広告宣伝料、保険料等
委託料	警備費、催し等会場設営費等
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・音響機械等の借上料等
その他の経費	市長が必要と認める経費